

## 令和6年度深浦町定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（調整給付）に関し、必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 深浦町定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）は、前条の目的を達するために、深浦町によって贈与される給付金をいう。

### （支給対象者）

第3条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日時点で深浦町に住所を有する者（深浦町の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第1号においては、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除き、第2号においては、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1） アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）上の居住者に限る。）

ア 3万円にその者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）

（2） アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円にその者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た

額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

- 2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。
- 3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の額をいい、復興特別所得税は含まない。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

(1) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第1号アに掲げる額

イ 前条第1項第1号イに掲げる額

(2) アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ア 前条第1項第2号アに掲げる額

イ 前条第1項第2号イに掲げる額

- 2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」とい

う。)は、令和6年6月3日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 調整給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第1号の確認書（以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、金融機関に口座を開設していない方や第1号又は第2号による支給が困難な方は、深浦町税務会計課に問合せしていただくこととする。

(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により深浦町に提出し、深浦町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書を深浦町の窓口に提出し、深浦町が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

3 提出者は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 深浦町は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式2号の届出書（以下「届出書」という。）の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

(代理による確認書の提出等・受給)

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は届出書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなさ

れた補佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で深浦町長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載とともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、深浦町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 深浦町は、第1項第1号及び第2号の者にあっては、深浦町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(確認書提出等の期限)

第8条 確認書の提出受付開始日は、深浦町長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年10月31日とする。また、届出書の提出期限は、令和6年10月18日とする。

(支給の決定)

第9条 深浦町長は、第6条の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し別紙様式第3号の支給決定通知書を送付し、調整給付金を支給する。

(調整給付金の支給等に関する周知等)

第10条 深浦町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 深浦町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 深浦町長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込

不能等があり、深浦町が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、当該確認書等は取下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 深浦町長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行つた調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、深浦町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

氏 名 様

現 住 所

整理番号 深浦町長

### 調整給付金支給確認書

調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る。）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、あなたは支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

つきましては、以下の内容を確認して、令和6年 月 日までに、同封した封筒で確認書等（様式第1号と様式第1号-2）に必要事項を記入のうえ返送願います（深浦町役場税務会計課、大戸瀬支所、岩崎支所へ提出も可）。提出書類及び記入が必要な箇所は、様式第1号-2の裏面の「提出書類チェック表」で確認することができます。

提出された確認書を審査の上、支給日等を記した支給決定通知書を後日送付します。

#### （1）調整給付金の支給額及び算出式

所 得 税	定額減税可能額 <small>1万円 × [本人+扶養親族数]</small>	令和6年分推計 所得税額	控除不足額（①） <small>円 - 円 = 円 (&lt;0の場合は0)</small>
住 民 税 所 得 割	定額減税可能額 <small>1万円 × [本人+扶養親族数]</small>	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額（②） <small>円 - 円 = 円 (&lt;0の場合は0)</small>
調整給付金	所得税分の 控除不足額（①） <small>円</small>	住民税所得割分の 控除不足額（②） <small>円</small>	控除不足額 計（③） <small>（①+②） 円</small>

（注）「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

↓

調整給付金支給額  
(上記③を1万円単位に切上げ)  
万円

\*各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写し（コピー）を添えて上記返送期限までに提出ください。

\*上記の返送期限までに返信がない場合は、深浦町は本給付金の支給を辞退したとみなします。

\*本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

裏面も必ずご確認ください。

## (2) 納付金の振込先口座

### 【裏面】

以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。②を選択した場合には、口座情報の記入お忘れなくお願いします。

①下記の現に使用している申請者名義の口座への振込みを希望します。(通帳等の写しは不要)

水道料金引落口座  住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座

(希望する場合はいずれか1つをチェック)

②下記の口座への振込を希望します。

(通帳等の写しを様式第1号-2の裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
		1普通		
金融機関番号	店番号	2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。			

(注)金融機関の口座がない方や、口座による受取が困難な方は、深浦町役場税務会計課(Tel 0173-74-2114)までお問合せください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

#### 【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別 男 女	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年　月　日	代理人現住所 電話　(　)
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の 〔確認・請求 受給 確認・請求及び受給〕		を委任します。 →扶養代理の場合は、 委任方後の選択は不要です。		本人氏名	署名

#### 【参考】

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に町外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われることがあります。

(以上の記載内容に異議がない場合は、署名等ご記入願います)

以上の記載内容に異議ありません。

氏名	確認日	令和　年　月　日	連絡先電話番号

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

### 振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

様式第1号の表面上部に記載の口座で、「(2) 納付金の振込先口座」の②に記入した口座への  
振込を希望される場合は、記入した口座の確認書類を提出してください。

※様式第1号の表面上部に記載の口座、「①現に使用している申請者名義の口座への振込を希望される」  
場合は不要

裏面の「提出書類チェック表」を必ずご確認ください。

## 提出書類チェック表

【裏面】

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません)

### □『調整給付金支給確認書』

※次の必要事項に記入漏れやチェック漏れはありませんか

- 振込口座（様式第1号裏面上部）
- 氏名、確認日、連絡先電話番号（様式第1号裏面下部）

### □『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、  
介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを様式第1号-2の  
表面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

### □『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※「(2) 給付金の振込先口座」で②をチェックした場合のみ添付してください。  
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・  
口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を様式第1号-2の表面の本人確認  
書類等貼付用紙に添付してください。

### □『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し（コピー）』

※様式第1号の表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算  
出に必要な税額や扶養親族数が分かる上記書類の写し（コピー）をご用意ください。

問合せ先：深浦町税務会計課  
TEL 0173-74-2114（直通）

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

### 調整給付金支給確認書 送付先変更届

（住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け）

支給市区町村 〔令和6年度被入住民税の課税市区町村〕
深浦町長 殿

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。

様式第1号（確認書）が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、深浦町において給付要件に該当するか審査の上で、

記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

#### ●変更後の送付先

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )

#### 【代理人が変更届を提出する場合】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名				
			男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
	上記の者を代理人と認め、 調整給付金の 〔確認・請求 受給 確認・請求及び受給〕 を委任します。 →扶養代理の場合、 委任が他の選択は不要です。			本人氏名	署名

（以上の記載内容に相違がない場合は、署名願います）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

#### 本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、  
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

裏面の「提出書類チェック表」を必ずご確認ください。

【裏面】

**提出書類チェック表**

各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません)

**□『調整給付金支給確認書 送付先変更届』**

※次の必要事項に記入漏れやチェック漏れはありませんか

- 変更後の送付先（本様式表面上部）
- 署名（本様式表面下部）

**□『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』**

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、  
介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれか1つを本様式表面下部の  
「本人（代理人）確認書類」欄に添付してください。

様式第3号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

令和 年 月 日

氏 名 様

現 住 所

整理番号 深浦町長

### 調整給付金支給決定通知書

提出いただいた調整給付金支給確認書を審査した結果、下記のとおり給付金を支給することが決定しましたのでお知らせします。

記

1 支 給 額 円

2 支給方法 口座振込

3 支給口座 銀行 支店 \*\*\*\*000

4 支 給 日 令和6年 月 日

#### 5 調整給付金の支給額及び算出式

所 得 税	定額減税可能額 $(10万円 \times [本人+扶養親族数])$	令和6年分推計 所得税額 円 - 円	控除不足額 (①) 円 (= 0 の場合は 0)
住 民 税 所 得 割	定額減税可能額 $(1万円 \times [本人+扶養親族数])$	令和6年度分 住民税所得割額 円 - 円	控除不足額 (②) 円 (= 0 の場合は 0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①) 円 +	住民税所得割分の 控除不足額 (②) 円 =	控除不足額 計 (③) 円 ↓
(注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、15歳未満の扶養親族を含みます。			
調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切り上げ) 万円			